

# 地域移行等意向確認担当者の選任について

- ・ 目的
- ・ 令和8年度から義務化
- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算

# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

## ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

| 利用定員           | 区分6   | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下          | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |
| 41人以上<br>60人以下 | 360単位 | 301単位 | 239単位 | 188単位 | 149単位 |
| 61人以上<br>80人以下 | 299単位 | 251単位 | 201単位 | 165単位 | 135単位 |
| 81人以上          | 273単位 | 226単位 | 181単位 | 149単位 | 128単位 |

【見直し後】

| 利用定員           | 区分6   | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下          | 463単位 | 392単位 | 316単位 | 239単位 | 174単位 |
| 41人以上<br>50人以下 | 362単位 | 303単位 | 240単位 | 189単位 | 150単位 |
| 51人以上<br>60人以下 | 355単位 | 297単位 | 235単位 | 185単位 | 147単位 |
| 61人以上<br>70人以下 | 301単位 | 252単位 | 202単位 | 166単位 | 137単位 |
| 71人以上<br>80人以下 | 295単位 | 247単位 | 198単位 | 163単位 | 133単位 |
| 81人以上          | 273単位 | 225単位 | 181単位 | 150単位 | 129単位 |

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| イ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）  | 1,000単位／日 |
| ロ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）  | 500単位／日   |
| ※ | イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。 |           |
| ※ | ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。     |           |

#### ⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

#### 《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

## 4 施設系・居住支援系サービス

### (1) 施設入所支援

#### ① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→ 基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）参照

#### ② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
  - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
  - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。  
(令和8年度から減算を実施。)

《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》 60単位/日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 区分6   | 15単位/日 |
| (2) 区分5   | 13単位/日 |
| (3) 区分4   | 11単位/日 |
| (4) 区分3   | 8単位/日  |
| (5) 区分2以下 | 6単位/日  |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 9単位/日 |
| (2) 区分5   | 7単位/日 |
| (3) 区分4   | 6単位/日 |
| (4) 区分3   | 5単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 4単位/日 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 7単位/日 |
| (2) 区分5   | 6単位/日 |
| (3) 区分4   | 5単位/日 |
| (4) 区分3   | 4単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 3単位/日 |

知識が必要となりますので、計画を進める前に関係機関へ相談することをお勧めします。

## 指定申請書類

提出方法の詳細は、「[指定申請書類等の提出について（PDF：126KB）](#)」をご確認ください。

### 指定申請書様式集

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 指定の手引          | <a href="#">指定の手引（令和6年7月改訂版）（PDF：759KB）</a>   |  |
| 指定申請書（様式2号）・付表 | <a href="#">指定申請書・付表（様式）（エクセル：329KB）</a><br><a href="#">指定申請書・付表（記入例）（エクセル：735KB）</a> |  |
|                | 参考様式  | <a href="#">参考様式1（他法令遵守の確認票）（ワード：22KB）</a><br><a href="#">参考様式2から9まで（エクセル：106KB）</a><br><a href="#">参考様式2から9まで（記入例）（エクセル：173KB）</a><br><a href="#">参考様式3-2（サービス管理責任者経歴書）（ワード：26KB）</a><br><a href="#">サービス管理責任者就任のための実務経験の種類（エクセル：18KB）</a><br><a href="#">参考様式10（ワード：29KB）</a><br><a href="#">参考様式11（建築士の意見書）（ワード：72KB）</a> |
|                | モデル運営規程<br>※障害者支援施設のモデル運営規定を令和7年3月に変更しました。<br><a href="#">（主な変更点はこちら（PDF：69KB））</a>   | <a href="#">障害福祉サービス事業所（ワード：81KB）</a><br><a href="#">障害福祉サービス事業所（多機能型）（ワード：97KB）</a><br><a href="#">障害者支援施設（ワード：77KB）</a><br><a href="#">短期入所（併設事業所・空床利用型）（ワード：68KB）</a><br><a href="#">就労定着支援事業所（ワード：65KB）</a>  |
|                | 工賃向上計画書   | <a href="#">リンク先へ（リンク先ページ下部の「作成様式1」）</a>   |
|                | 協力医療機関との協定書   | <a href="#">協定書（例）（ワード：25KB）</a>   |
|                | 業務継続計画（BCP）   | <a href="#">障害者施設・事業所におけるBCP（業務継続計画）について</a>   |

を1年に1回以上開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 施設は、地域連携推進会議の開催のほか、1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が施設を見学する機会を設けなければならない。

4 施設は、第2項の報告、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価の公表)

第19条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 施設は、施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価の実施状況(実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果)を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条 施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及びその意向の定期的な確認(以下、「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に係る指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を6ヶ月に1回以上実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うように努めなければならない。

(その他運営についての留意点)

第21条 施設は、適切な施設障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。